

第 26 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 6 月 9 日（火） 午後 1 時 28 分から 2 時 02 分

2 開催場所 高岡市役所 803 会議室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（19 人）

1 番	篠原	誠一郎	2 番	山本	誠
3 番	石黒	昇	4 番	杉山	逸郎
5 番	荒木	正昭	6 番	寺嶋	哲
7 番	石王	純子	8 番	山崎	明夫
9 番	山田	元徳	10 番	野原	弘美
11 番	向井	正弘	12 番	村上	委千子
13 番	山田	正	14 番	川渕	順正
15 番	常木	準	16 番	矢後	暁二
17 番	浦野	智稔	18 番	福田	達夫
19 番	北川	浩一			

5 欠席委員 なし

6 議事日程

議案第 20 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表について

議案第 21 号 農地転用について〔農地法第 4 条許可申請〕

議案第 22 号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条許可申請〕

報告第 20 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条
届出〕

報告第 21 号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第 18 条通知〕

報告第 22 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）
について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大野 洋靖
係長	堀 泰平
主任	小林 唯

議 長

これより、第 26 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 19 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、4 番 杉山委員、5 番 荒木委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 20 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 20 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

これは、農業委員会等に関する法律第 37 条で農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネット等で公表することが義務付けられていることから、活動状況に関して公表するものです。

それでは、公表（案）について簡単ですがご説明いたします。まず、別紙 1 の 2 ページ目「Ⅱ 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積」をご覧ください。

③の実績について説明いたします。②の集積率目標 70.9%に対して実績が 69.3%、集積面積は 3,585ha、達成状況は 97.9%で、目標に対し、わずかに下回る結果となりました。目標達成には至りませんでした。地域の担い手の協力を得ながら農地の集積・集約化を進めており、一定の活動実績の成果は上げております。

次に、「（2）遊休農地の発生防止・解消」をご覧ください。

3 ページ目③の実績ですが、令和 7 年度は解消の実績が無かったことから 0 となっております。

④のその他は、農地の利用状況調査の実施時期、調査結果の取りまとめ時期、調査によって判明した遊休農地の面積等を記載しています。

次に、「（3）新規参入の促進」をご覧ください。

4 ページ目③の実績について説明いたします。これは、所有者がインターネット上で新規就農者に対して農地の貸付や購入に関する意思表示を公表

することに同意を得ている件数を示しているものであります。現段階で同意を得て公表しているものは無いことから0となっております。一方、昨年度も新規就農者として農業経営を始めた方がおり、新たに耕作される農地として1.1haの移動がありました。

次に、「2 最適化活動の活動目標 (2) 活動強化月間の設定」をご覧ください。

②の実績ですが、こちらは記載のとおりとなっております。

次に、5 ページ目「(3) 新規参入相談会への参加」をご覧ください。

②の実績ですが、令和7年11月に高岡テクノドームで開催された「たかおか食彩フェア」では、相談ブースにおいて、農業委員の方々が新規就農支援の冊子、パンフレットなどを配布するとともに、新規就農に関するアドバイスを実施されております。

次に、「目標の達成状況の評語」について、活動の総括としては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」との評価になります。

最後に、「推進委員等の点検・評価結果」について、提出いただいた活動記録に沿って集計したところ、表のとおりとなりました。活動日数の平均が目標とする月あたり8日を超えたことなどが総合的に点数配分され評価されております。

しかしながら、委員全体の活動日数の平均では、目標とする月あたり8日を下回っております。農業委員の皆様方におかれましては、活動記録簿の記入、提出に引き続きご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わります。この内容で公表を行ってよいか、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、それでは、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 21 号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 21 号 農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 1 件、面積にして 224.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請事由は農業用施設（農機具格納庫）です。申請地の一部は既に農機具置場として利用していますが、新たに格納庫を設置するため、今回申請があったものです。

以上 1 件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、それでは、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長

次に、議案第 22 号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 22 号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 2 件、面積にして 528.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 1 は、是正案件です。

以上2件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、それでは、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長

次に、報告第20号から第22号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第20号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で6件、面積にして2,016.04㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第21号 農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で2件、面積にして542.00㎡となっております。内容については次ページ以降に記載のとおりです。

続きまして、報告第22号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、36件です。期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。個別の申し出内容については、14ページ以降に記載しております。

14ページの申請番号4及び5については、今回が初めての権利設定となります。受入は令和8年3月に青年等就農計画の認定を受けており、露地野菜

の栽培に取り組む計画となっております。

同じく 14 ページの申請番号 6 から 8 まで及び 15 ページの申請番号 14 から 18 ページの申請番号 35 までについても今回が初めての権利設定となります。受人は平成 30 年 2 月から農業経営改善計画の認定を受けている法人で、水稻や大豆を栽培しておられます。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

今回の利用権設定及び中間管理事業を反映した流動化率は、19 ページに記載のとおり 42.55%となっております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 これらの案件について質疑ありませんか。

浦野委員 報告第 21 号 農地の賃貸借の合意解約に関連して、そもそも農地法第 18 条通知とはどういったものか、法律の内容を説明してほしい。

事務局 利用権が設定されている農地を解約する場合、原則として県知事の許可を受ける必要がある。なお、所有者と耕作者がお互いに合意して解約する場合には、県知事の許可は必要なく、農地法第 18 条の規定に基づく通知を農業委員会に提出することで権利設定が解約されることになる。

浦野委員 相続の手続が完了していない段階で権利設定を解約する際には、遺産分割協議書などの書類を提出する必要がある。しかし、遺産分割の協議が済んでいない場合には、相続人が解約に必要な書類の判断に迷って、なかなか手続が進まないのではないかと思うが、何か対応は考えているのか。

事務局 委員が言われるとおり、相続が発生している農地の権利設定の解約にあたっては、遺産分割協議書や相続人全員の署名押印、相続関係が確認できる戸籍関係書類を提出することになる。少し煩雑な手続になってしまうが、権利関係に関わることであるため、こうした書類を整えていただくことは必要であると考えている。

浦野委員 これらの書類を集めることは大変難しいと感じている。遺産分割協議書や相続人全員のハンコが必要ということになると、解約の手続をやめてしまう話になりがちである。早く解約して農地中間管理事業による権利設定につなげるための方法を検討してはどうか。

事務局 どうしても相続人全員の署名押印を集めることが難しい場合については、要件を満たしていれば、農地法第 18 条の許可を取ることで、一方から解約することも可能である。

- 浦野委員 私も経験したが、必要な書類を集めるには、かなりの時間を要することになりがちである。遺産分割協議書などの書類を作成しなくても解約の手続を進める方法はないのか。
- 事務局 相続人全員の合意が得られていない状態で解約した場合、万が一、後から耕作を続けたかったといったトラブルが発生しないように、全員分の合意をいただくことが原則になる。
- 浦野委員 以前に設定した農地の利用権が有効であるならば、必要書類の準備が大変なことで合意解約を諦めてしまった場合、その後も手続が行われず、利用権が残り続けることについては、仕方ないということによろしいか。
- 事務局 合意による解約はできないかもしれないが、許可の要件に当てはまれば、当事者の一方から解約することはできる。
- 浦野委員 前もって解約の方法を聞いておけば、手続が簡単に短く終わると思う。相続人がどこに行ったか分からず、どうにもならなくなった場合の対応策についての的確に把握して対処してほしい。
- 事務局 市民課で配布している「おくやみハンドブック」では、相続人の方が行う各種手続をまとめており、農地を借りていた耕作者または所有者が亡くなった場合には、事務局職員が必要な手続について案内している。
- 浦野委員 農地法第 18 条の通知により、合意解約されて所有者に戻ってきた田んぼはどうなるのか。耕作できる方は問題ないが、高齢で耕作ができなくなったため、所有者に返すと言われた場合、その後は誰が管理していくことになるのか。
- 事務局 権利設定が解約された農地に関しては、所有者の方に維持管理する義務が発生することになる。もし所有者自身が管理できず、誰か借りてくれる人はいないかという相談が事務局にあった際には、「農地提供相談票」を記入していただければ、新規就農などで農地を探している方が来られたときに紹介している。
- 浦野委員 貸し借りをやめる際に、農地中間管理事業の必要書類を配布し、農地中間管理機構に預けてしまえばどうか。所有者の方では管理できない状態にあることから、農地中間管理機構へ耕作する人を見つけてほしいという書類を添付して申請してはどうか。
- 事務局 農地中間管理事業の制度として、そうしたことに対応できれば良いと思うが、現状、県内の運用としては、所有者と耕作者の間でおおむね調整が完了した案件のみ受け付けることになっている。
委員が言われるとおり、高齢または病気などの事情により、農地の耕作が

難しくなったという相談が事務局の方にも増えてきている状況にある。事務局では先程説明したように農地を手放したい方の対象農地をリスト化する取組を行っており、新たに農業を始めたいという相談があった際には、必要に応じて情報提供を行っているところである。

また、権利設定が解約されて所有者に戻ってきた農地に関しては、対象農地の周辺で耕作を希望される方がいないか、J Aをはじめとした関係機関の皆様の協力を得ながら、営農が継続されるように利用調整を図っていきたいと考えている。農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々におかれても、各地域の担い手をご存じであれば、事務局に情報提供をお願いしたい。

議 長 その他に質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、それでは、報告については承認することといたします。
本日の議案審議は終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、第 26 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和 8 年 6 月 9 日

議事録署名

議事録署名